

令和4年12月13日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和4年12月23日

議事録署名人 ■■ ■■

事務局 (阿曾班長)	令和4年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を開催します。 森林保全課の阿曾です。よろしくお願いします。 本日は、個別諮問案件1件及び「林地開発許可及び保安林の解除に係る静岡県森林審議会に対する諮問の取扱い基準」の一部改正の御審議と、前回、令和4年度9月林地保全部会における指導事項への対応報告が2件、包括諮問案件1件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと思います。 それでははじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曾班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 今泉部会長、よろしくお願いいたします。
今泉議長	本日はお集まりいただき、ありがとうございます。 本日の個別諮問は、富士宮市の太陽光発電の案件です。これまでの太陽光の案件は、森を切り開いて山の中に設置する事例が多かったと思いますが、今回は森林だけでなく農地もあり、周囲に住宅が点在していることから、今までとは違った案件になるのかなと思います。 それでは、議事の進行に移りたいと思います。 審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	本日、お1人の傍聴者の方がいらっしゃいますので、御承知おきください。
今泉議長	傍聴者の方をお願いします。傍聴者は傍聴要領を遵守し、静粛に傍聴してください。発言、拍手その他の方法により、何らかの表明等があった場合は御退席をお願いいたします。 また、審議中の写真撮影、録画、録音等につきましても、行わないようお願いします。

	<p>なお、本日の審議内容には、一部に公開できない情報が含まれております。その部分の説明及び審議に際しましては、傍聴者の皆様には、いったん御退席いただきますので、あらかじめ御承知おきください。</p> <p>それでは、事務局から資料の確認及び定足数について御報告をお願いします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>委員の皆様には、あらかじめ黄色のファイルの「令和4年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机の上に置いてございます。</p> <p>この他、「(参考)非開示情報について」及びA3の資料と調査報告書をお手元に置いてございます。よろしいでしょうか。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>よろしければ、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員7人、全員に御出席いただいております。静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。</p>
今泉議長	<p>本日は、個別諮問案件が1件、取扱い基準の改正が1件、前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応報告が2件、包括諮問案件が1件ございます。</p> <p>次第とは順番が異なりますが、まず前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応報告、次に個別諮問の審議、包括諮問報告と、許可案件の審議報告を続けて行い、その後取扱い基準の改正の順に進めたいと思います。</p> <p>委員の皆様におかれましては、積極的な御発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順をお願いしております、■■委員をお願いいたします。</p>
今泉議長	<p>続きまして、非開示情報の取扱いについて、事務局から説明してください。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>委員の皆様には、非開示情報について説明いたします。</p> <p>例規集のインデックス11番「静岡県森林審議会林地保全部会における情報提供実施要領」第2の2に記載のあるとおり、申請者の事業活動情報、例えば所要経費や、希少野生生物の生息情報などは、非開示情報に該当しますので、公開審議での発言の際には、御配慮いただきますようお願いいたします。</p>
今泉議長	<p>それではまず、次第2の報告事項の令和4年9月林地保全部会における指導事項に対する報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>黄色のファイル、インデックス「報告」の「令和4年度静岡県森林</p>

(阿曾班長)	<p>審議会第2, 3回林地保全部会における指導事項一覧」を御覧ください。</p> <p>まず、1点目、9月7日に御審議いただきました富士宮市上稲子の「土石の採掘(採石)」につきまして、令和4年10月25日付けで許可いたしました。</p> <p>林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者等からの回答を報告いたします。</p>
事務局 (佐野主任)	(指導事項への対応状況の説明及び前回審議時の確認事項への回答)
事務局 (阿曾班長)	<p>続きまして、2点目、9月16日に御審議いただきました掛川市板沢の「農用地の造成及び残土処分場の建設」につきまして、令和4年10月20日付けで許可いたしました。</p> <p>林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者からの回答を報告します。</p>
事務局 (村松主査)	(指導事項への対応状況の説明)
今泉議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今事務局から説明があったことについて、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案、個別諮問案件の審議に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>黄色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林地開発許可について」を御覧ください。</p> <p>今回御審議をお願いする案件は、11月30日に現地調査を実施しました「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」です。</p> <p>今回、新たに開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上であることから、お手元の例規集インデックスの3番にあります諮問の取扱い基準第1の1(1)に該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、説明をいたします。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	(個別諮問案件説明)
今泉議長	<p>それではまず、公開部分の審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に関して、不明な点、確認したい点について、質問の時間をもつこととします。質問がある場合は、挙手したうえで発言してください。</p> <p>なお、希少動植物等の非開示情報に係る質疑応答、審議は別途時間</p>

	<p>を設けますので、ここでは、開示情報について、御質問・御意見をお願いします。</p>
<p>■■委員</p>	<p>2点質問します。</p> <p>1点目、事業地内で事業に参画しない予定の土地の周りに残置森林を設けることとなっていますが、もし今後、その土地の地主が事業に参加して太陽光パネルを設置することとなった場合、設けた残置森林はなくなってしまいますが、それが事業地全体の森林率にどう影響するのか教えていただきたいです。</p> <p>2点目、パネル下に種子吹付や植生シートを施工するとの説明がありました。パネル下の除草の方法について、草刈りをするのか除草剤を用いるのか教えてください。除草剤を使用する場合は、その影響が河川にも出ると思います。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>1点目、事業区域が変更となった場合の残置森林については、変更届又は変更許可申請により変更計画を審査した上で、区域全体として基準に適合するのかどうかを判断することになります。</p> <p>2点目、除草剤を使用するかについては、現在の事業計画書には具体的な除草方法の記載がないため、事業者へ確認します。</p>
<p>■■委員</p>	<p>11月30日の現地調査に参加できておりませんので、現地調査でどのような質疑応答等があったのか御紹介いただきたいです。</p>
<p>森林保全課 (佐野主任)</p>	<p>11月30日にあった質疑応答等について御説明します。</p> <p>「事業区域の中で歯抜けになっている箇所は、同意が得られなかったのか。それについては問題ないのか。」という御質問がありました。歯抜けになっている箇所は、同意が得られなかった土地です。「問題がないのか」につきましては、林地開発許可においては、事業区域内の土地の所有者から同意を得ているか否かについては確認いたしますが、事業区域外の隣接地の所有者の同意の確認は必須ではありません。</p> <p>次に「事業区域の土地所有者は、事業者なのか。」という御質問がありました。事業区域の土地の所有者は、必ずしも申請者ではなく、申請者以外が所有者の土地もあります。事業者からは、今後土地を購入するか、地上権を設定したいと聞いております。</p> <p>「事業区域西側の住宅脇の造成緑地は、どのようになるのか。」という御質問については、種子吹付を行うため、最終的には緑化して草地となる計画で、植栽は行いません。</p> <p>「太陽光パネルの色の確認をお願いしたい。」との御質問については、黒色で設置することです。</p> <p>「伐採木はどのように処理されるのか。売った場合は所有者に還元</p>

	<p>されるのか。」という御質問については、木質バイオマスエネルギー原料として搬出する計画となっております。売買につきましては、事業者と所有者との間の話になりますので承知しておりません。</p> <p>「事業者が行う、市への行政手続に係る最新の進捗状況を、12月森林審議会林地保全部会において教えていただきたい」との御意見をいただきました。確認の結果、お手元の調書の7ページから進捗なしということをお報告します。</p>
■■委員	<p>図面では、歯抜けになっている土地の周辺に残置森林または造成森林を作ると見受けられます。全体の事業地の中に、5条森林と5条森林でない土地が混在しているということでしょうか。この審議会では、5条森林でない、2条森林のような現況森林の部分については議論の対象になるのでしょうか。</p> <p>また、そうした現状が5条森林でない場所も、計画が進めば5条森林として位置づけられるのでしょうか。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>まず、5条森林でない箇所については、林地開発許可の対象となりません。</p> <p>もう1点、その部分について残置森林になって良いのかというご質問かと思いますが、事業が終わった後に5条森林に繰り入れるということで対応しております。5条森林は0.3ヘクタール以上のまとまった森林の場合に編入するという取り扱いもございますので、事業が終わった後に周辺の森林の状況とあわせて5条森林から抜く部分と新たに繰り入れる部分を検討して参ります。</p>
■■委員	<p>図面について、歯抜けになっている部分の周辺の写真を見ると、現況が森林でない土地があるように見え、つまり残置森林というふうな色塗りがされているにもかかわらず、現況が森林でない土地があるように見えますが、見方を教えてください。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>(計画平面図を示して説明)</p> <p>5条森林は斜線部分となります。斜線のない箇所は5条森林区域外です。今回審査を行っている残置森林の面積は、斜線部分に基づいて審査しております。</p> <p>残置森林の基準自体は問題ありませんが、5条森林外は手をつけないという意味でこのような表記になっております。便宜上の表記につき、審査基準上は問題ありません。</p>
■■委員	<p>資料中には、会社としては一応20年を考えて継続したいとお考えのようですが、ちゃんとその20年間、管理を継続できるかは誰も責任が持てないですね。もしその会社が何かあったときに、ソーラー</p>

	<p>パネルがそのままそこに放置されてしまう等の場合に対する対策は行われていますか。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>太陽光発電所の全てに当てはまる問題だと思います。林地開発の審査基準では、その部分は要件になっていないため、我々としても問題はあると考えているものの、森林法の審査基準の中では事業者に対して指導等ができません。したがって具体的な対応については御説明できませんが、そういったご意見があるということは承知しております。</p> <p>また、関係する部局にも今のご意見はお伝えしておきたいと思います。</p>
<p>森林保全課 (松野課長代理)</p>	<p>補足説明させてください。</p> <p>あくまで森林法に基づき、現に有する森林の機能からみて審査をしますので、開発が終わって許可どおり施行され、完了確認をして通知をすれば、森林法の林地開発許可の効力自体はもう消えてしまいます。</p> <p>ただし、今問題となっているのは森林法上の話ではなく、全体としての皆さんの認識かと思います。国の方からは太陽光のガイドライン等も出ておりますので、基本的にはそうしたガイドラインに則って業者が対応するものと考えております。</p>
<p>■■委員</p>	<p>将来的に台風や気候変動が起こった際、森林の中に放置されたものがあると心配なため、何か対策がありましたら、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>■■委員</p>	<p>13ページの切土盛土を記した図面を拝見しますと、盛土部分が非常に多く、南西部分の最も標高の高い部分にも盛土の印がついています。切土により調整池兼沈砂池をつくり、そこで発生した土を薄く盛りつけることも、この図面でいうところの「盛土」に含まれるものと思います。</p> <p>造成森林等のご説明では、客土をすとおっしゃっていたかと思えます。調整池兼沈砂池はかなり掘り込みますので、掘りとった発生土を盛土として用いますと、植生に関して言えば、基盤としてはよろしくないものになると思われます。すべて客土として扱ってしまうと、なかなか森の再生は難しいかなと思えます。</p> <p>航空写真によると、北東側は人工林ではない落葉樹林のように見えます。落葉樹林の表土や根株などを取っておいて、それを造成森林の表土として用いて、あるいは移植して森林を回復することがより望ましいと考えました。</p> <p>同様に法面についても、勾配が1:1.8もしくは1:1.5というのは植生を再生するにはかなり急勾配かと思えます。種子吹付だけでは流</p>

	<p>れてしまう部分があるので、何らかの対策が必要ではないかと思いました。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>事業者の方に伝え、次回報告いたします。</p> <p>切土盛土について、土工の審査基準は満たしておりますが、植生に関する御心配については事業者の方にしっかりと伝えて参ります。</p>
<p>■■委員</p>	<p>質問というか確認になりますが、今回とても広い太陽光パネルの設置計画になりますが、林地開発調書によると、関係者の意見として大中里区、安居山1区・2区、沼久保区の意見が掲載されていますが、意見を確認する地元区は、これで十分なのでしょうか。</p> <p>また、現地を確認したところ学校がかなり至近ですが、このことに関する言及がこれまでにあったのか、今現状でいいので教えていただければと思います。</p>
<p>森林保全課 (佐野主任)</p>	<p>1点目、説明する地元区がこれで十分かについては、お手元の例規集の中にあります「森林における開発行為の許可に係る指導要綱」に基づいて、申請者から地元説明に係る周知計画書と実施報告書を提出いただき、富士宮市へ送付しております。一番地元で詳しい市にお送りし、内容について確認を依頼したところ、市として「意見なし」ということでしたので、説明する対象の地元区については問題ないと考えております。</p> <p>2点目の学校については、小学校と教育委員会の方に、事業者が説明を行っております。小学校と教育委員会両方から、反対という意見はいただいております。</p> <p>いただいた意見としては、小学校から「調整池の周辺に立入防止フェンスを設置してほしい」「登下校の時間帯に小学校外周道路が通行止めとならないようにしてほしい」「騒音による影響がないように考慮してほしい」というものがありました。事業者としましては、調整池周辺には立入防止フェンスを設置する、登下校の時間帯に配慮する、騒音の少ない重機を使用することで対策を講じると回答しております。</p> <p>富士宮市教育委員会にも、学校の隣の市道側溝に調整池の流末の排水施設が接続することを説明したところ、市教育委員会からは「時間当たり100mmの大雨が降った際にはそもそも小学校に来ることができないため、どうしてほしいとかは何も言えない」との意見をいただいております。</p>
<p>■■委員</p>	<p>これも確認ですが、小学校の最上階から見ても残置森林とかと高低差もあって、景観上の問題はないという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>森林保全課</p>	<p>最上階からどう見えるかについては現在データがないため、事業者</p>

(佐野主任)	へ確認します。
森林保全課 (佐野主任)	先ほど■■委員からお話のあった緑化の件について、補足させていただきます。 緑化にあたっては、切土区域の表土を約30センチほどすきとり、そちらの中で表面の緑化基盤として有効に使えるものを残しておいて、緑化する区域の表層に敷きならし緑化する計画となっております。
■■委員	わかりました。30センチと言わず表土を有効活用し、郷土個体も大いに利用していただきたいと思います。
■■委員	客土の利用について、既に外来種が入っている箇所を盛ってしまうと、外来種の種を持ち込んでしまうことになると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。
森林保全課 (松野課長代理)	この件は審査基準を超え、工夫の世界になってしまうため、特に配慮して作業してほしい旨を指導事項としていただければ、事業者へ伝えます。
■■委員	わかりました。 もう一つ質問ですが、残置森林については、基本的に木の植え替えは無く、今ある木がそのまま残るといえることですか。例えばスギやヒノキ等の人工林の場合も同様に周辺に残るといえることですか。
森林保全課 (阿曾班長)	そのとおりです。
■■委員	南側の第2調整池の下流河川の流下能力についてですが、市道側溝ではなく、それよりも下流の地点がネックになるのでしょうか。
森林保全課 (佐野主任)	御指摘のとおり、小学校脇の側溝ではなく、それよりも下流の地点がネックとなります。ネックとなる地点の方が側溝よりも断面積が大きいですが、河床勾配が緩く流下能力が低いこと、また背負っている流域面積が大きいことから、開発行為による影響を最も強く受ける地点は(スライドの)こちらの地点となります。
■■委員	側溝部分についても、十分に流下能力を確保していると考えてよろしいですか。
森林保全課 (佐野主任)	2号調整池を設置することで、30年確率降雨があっても溢れない計画となっております。
■■委員	7ページの他法令の処理状況についてですが、県土地利用事業指導要綱に基づき、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとなっているが、今日現在で未承認とのこと。このことについて、問題提起の必要があると思います。
今泉議長	御指摘の点については確実に実施していただく必要があるため、



	指導事項に入れるのが良いかと思えます。
■■委員	話が逸れて恐縮ですが、今後、白尾山周辺で、今回の事業区域の周辺、例えば市道側溝側や北側に、新たな開発案件があがってきて、気が付くと白尾山周辺の森林がなくなっていたということはあるのでしょうか。
森林保全課 (佐野主任)	この個別諮問案件について、今後拡大の計画が生じた場合は、林地開発の変更の手続きをとっていただき、林地開発の審査基準に適合すれば許可しなければなりません。 現時点では、本事業地周辺における新規開発案件について、具体的な情報は聞いておりませんが、もし周辺で新規の開発計画があった際は、本事業との一体性や審査基準への適合を確認し、法令に則って適切に対応していくことになります。
■■委員	今の話に関連して、本事業は、元々アセスの2種判定が出たものの、事業地を狭くして20ヘクタールにならないようにした事業という経緯があるため、今後南側などに拡大していく場合はアセスの方の担当部局への情報提供などもきちんとしていただくようお願いいたします。
森林保全課 (阿曾班長)	承知いたしました。
今泉議長	では、意見が出尽くしたようですので、公開部分についての意見の取りまとめを行いたいと思えます。只今いろいろと審議をしていただきましたが、防災計画、緑化計画、その他、もし付したい御意見等がございましたら、お願いします。
今泉議長	一つは■■委員がおっしゃられたように、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の手續がまだ完了していないということで、それを確実に実施していただく必要があると思うので、それを指導事項にしたいと思えます。
■■委員	それが指導事項に書いてあれば、事業に参加しない歯抜けの土地の地権者が今後事業に参画し、開発面積が増えて、状況が変わった場合の対処についても言及できることになるのでしょうか。
森林保全課 (松野課長代理)	土地利用事業の適正化に係る手續というのは、ここで各法令の基準に合っていることを事前に確認しており、1回適正という話になれば、それでお終いになってしまいます。例えば、5年後、10年後に歯抜けの土地の所有者が参画しようとしたときに、もうそこでは土地利用の指導要綱は終わっているので、歯抜けの土地は関係してこないと思います。

	<p>ただ、終わってすぐ歯抜きの土地をやる、そして事業者との関連性がある、共同性があるということになれば、また林地開発許可の中で、適正かどうかという判断をしていくこととなります。土地利用はそこで終わるけど、一体的としてみなされる場合は、森林法は森林法、他の法令は他の法令等で、確認していくこととなります。</p> <p>なお、土地利用も最後まで確認していくので、1回終わるまでは、変更手続は取ってもらいます。</p>
今泉議長	<p>現時点で拡大をしていく話はないと思うので、指導事項に入れるべきではないと思いますが、今後事務局の方には十分にご留意いただきまして対応していただければと思います。</p>
■■委員	<p>おそらく事業者の方は、森林とか自然に関心が薄いと思われるため、単に樹木を伐採するのではなく、自然を改変しているのだという意識を持っていただきたいと思います。口頭で構わないので、お伝え願います。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>承知いたしました。</p>
■■委員	<p>防災の観点からも、歯抜きの森林とその周りの森林が残る計画ですが、風雪害により樹木が倒れやすい状況となり、太陽光パネルが損傷する可能性もあるため、そうした可能性を鑑みて計画した方が安全ではないですかと助言した方がよいと思います。その場合、当然土地所有者の方から損害賠償請求を求められることも考えられるため、そうしたリスクがあるということも伝えていただいた方がよいと思います。</p>
森林保全課 (松野課長代理)	<p>先ほどの表土の有効利用のお話と、外来種がある土地の表土を利用する場合には配慮してほしいというお話については、指導事項ではなく、口頭で事業者に伝えればよろしいでしょうか。</p>
■■委員 ■■委員	<p>はい。</p>
今泉議長	<p>表土利用や植生の回復について全部含んだ意味で、造成森林については速やか緑化に務めること、のような指導事項があってもいい気がいたします。</p>
■■委員	<p>■■委員の意見に関連しますが、現地調査のときに、あまり手入れされていないスギやヒノキが多く自生していたので、そういったスギやヒノキが事業区域に含まれるのであれば、注意が必要と思います。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>風雪による倒木被害に関する御指摘についての御意見でしょうか。</p>

■■委員	はい。現地調査のときにやせたスギ・ヒノキがたくさん生育していたので、それらを全て伐採するならよいのですが、残置森林として残るのであれば、怖いなと思いました。
森林保全課 (阿曾班長)	今の御意見については、口頭で事業者にお伝えすればよろしいでしょうか。
■■委員	先ほどの表土の有効利用のお話、外来種がある土地の表土を利用する場合には配慮してほしいという話、風雪による倒木被害に関するお話、全てをひっくるめて、残った緑地等について、そういったことをよく想定して事業を実施してください、ということで私はよいと思いますが。
■■委員	指導事項とするのであれば、「風害や雪害等により損傷しないように努めること。損傷した場合は、速やかに復旧措置を講じること。」とかでしょうか。
■■委員	良い森として残していかないといけないので、被害が起きなくても、良い森となるように手入れをし、育ててください、というような部分も入ると良いと思います。
今泉議長	それでは、 ○日頃から残置森林の適切な維持管理に努めるとともに、風害や雪害等により損傷しないように努めること。損傷した場合は、速やかに復旧措置を講じること。 ○掘削により生じる表土を適切に利用するなど、造成森林及び造成緑地の速やか、かつ適切な緑化に努めること。 ○「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の手続を適切に実施すること。 の3点を指導事項とするということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無し)
今泉議長	それでは、公開部分の審議に関しては以上を指導事項としたいと思います。
今泉議長	続きまして、非開示情報について、質疑応答、審議を行います。 傍聴者は、恐れ入りますが、一旦、退室願います。
事務局 (阿曾班長)	ただいま議長から指示がありましたので、傍聴の皆様は、御退室をお願いします。・・・傍聴者退室
今泉議長	それでは、非開示情報について、質問の時間を持つこととします。 質問がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)

森林保全課 (佐野主任)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
森林保全課 (阿曾班長)	希少種の保全につきましては、自然保護課が担当しておりますので、今の御意見を自然保護課へ伝えた上で事業者への対応を確認いたします。
今泉議長	では、非公開部分の審議に係る意見として何か付けるべきことがございましたら、議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
今泉議長	出た御意見は主に、事務局から自然保護課に確認いただく内容だったかと思っておりますので、非公開部分に係る意見は特につけなくてもよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無し)
今泉議長	これで非公開部分の審議を終了します。 傍聴者を入室させてください。
事務局 (阿曾班長)	ただいま議長から指示がありましたので、傍聴の皆様の入室をお願いします。・・・傍聴者入室 それでは傍聴者の方が入室されましたので、続きをお願いします。
今泉議長	それでは、答申を取りまとめたいと思います。 先ほど審議した公開部分の指導事項としまして、 ○日頃から残置森林の適切な維持管理に努めるとともに、風害や雪害等により損傷しないように努めること。損傷した場合は、速やかに復旧措置を講じること。 ○掘削により生じる表土を適切に利用するなど、造成森林及び造成緑地の速やか、かつ適切な緑化に努めること。 ○「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の手続を適切に実施すること。 この3点を指導事項とした上で、 議案、富士宮市大中里における工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)に係る林地開発許可申請については、『森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということで答申いたします。
今泉議長	それでは、続いて、報告事項の包括諮問案件の説明及び答申報告をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	それでは、包括諮問案件につきまして、答申内容を御報告します。 まず、はじめに、審査を行ないました機関から計画内容・審査結果

	<p>について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。</p> <p>なお、今回は1件ございます。一括して説明・報告し、その後、公開情報と非公開情報と分けて質疑応答を行います。また、傍聴者がいる関係で、非公開情報の説明は致しませんので、申し訳ありませんが調書を御確認ください。</p> <p>インデックス「包括諮問」の、伊豆市上船原における「土石の採掘(採石)」について審査機関である東部農林事務所から御説明します。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	(説明)
事務局 (阿曾班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しております。</p> <p>以上です。</p>
今泉議長	<p>ただいまの報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。</p> <p>なお、非公開情報に関する質疑応答の時間は、このあと設けますので、公開情報に限り発言をお願いします。</p>
■■委員	<p>本件の両脇も採石場になっているかと思いますが、両脇はどのような状態なのでしょうか。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>対象部分の東側に隣接する箇所については、別の事業者が林地開発許可を受けた採石場です。北西側については、本事業のプラント等が設置されており、5条森林の範囲外となっております。</p>
■■委員	<p>東側隣接箇所については、事業者が違うため同一の開発行為として取り扱われないということですね。</p>
■■委員	<p>計画平面図で、緑色の線「5条森林境」と書かれています。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>「5条森林境」線の左側が5条森林外で、右側が5条森林内という整理です。今回の林地開発許可で形質変更するのは右側の5条森林内の部分で、緑化していく計画となっております。</p>
■■委員	<p>5条森林境の東側は、事業完了後、ゆくゆくは森林に戻していく、ということですね。</p>
今泉議長	<p>指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」と、事務局から御説明がありましたが、この指導事項に加えることも可能ですが、よろしいでしょうか。</p>
今泉議長	<p>それでは、以上で包括諮問の公開情報に係る質疑応答は終わります。</p>

	<p>続きまして、非公開情報に関する質疑応答の時間を設けたいと思います。恐れ入りますが、傍聴者は、退室してください。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>議長から指示がありましたので、傍聴の皆様は、ここで御退室をお願いします。・・・傍聴者退室</p>
今泉議長	<p>事務局から説明はありますか。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>(非開示情報記載箇所について説明)</p>
今泉議長	<p>ただいまの非開示情報について、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言して下さい。</p>
■■委員	<p>(非開示情報)</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>(非開示情報)</p>
■■委員	<p>採石した部分の緑化は難しい部分がありますが、緑化の方は確実に行われていますか。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>12月2日に定期査察を行い、土木事務所と連携して現地調査を行っています。</p> <p>御指摘いただいた通り、採石場の緑化はなかなか難しいです。特に今回の箇所はシカの食害等も顕著で、現地を確認したところ、今回復旧に当たっては、法面に植生シートの施工をした上で、平場は植栽を行っております。</p> <p>冬ということもあり、植生シートの方は植生がちらほら見られましたが、苗木の方はもう食べられてしまった箇所もありました。食害、獣害対策を講じることと、他の採石場にも言えることですが、施工の方法を工夫をして、中長期的に見ながら補植等をしながら森林への復帰を図っていく必要があると思います。</p>
■■委員	<p>(非開示情報)</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>(非開示情報)</p>
■■委員	<p>(非開示情報)</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>(非開示情報)</p>
■■委員	<p>今回は、付帯事項に関する対応ができていなかったということですね。これは指導事項の強制力とも関わってくると思いますが、採石の需要があるからできなかったという理屈で良いのかというのが疑問です。</p> <p>指導をしていないことと等しくなってしまうため、継続的に、県の</p>

	担当としてきちんと見ていただきたいです。
東部農林事務所 (鈴木技師)	先々週に現地調査へ行った際、改めてこの点については指導しております。シカの獣害対策について、事業者としては、ツリーシェルターといった単木的なものよりも、まとめて囲いを設置するような策を講じたいという思いもあるようですが、緑化には時間がかかりますので、具体的な工夫等を講じることも含め、引き続き指導していきたいと思えます。
今泉議長	今の点については、指導事項「シカの食害対策等を講じることにより、緑化を確実なものとする」と加えておけば、事業者も意識してもらえるのではと思えます。
事務局 (阿曾班長)	公開事項にかかる内容ですので、後ほど公開にてお話いただければと思えます。
今泉議長	非公開部分について、何かございますか。
■■委員	(非開示情報)
事務局 (阿曾班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	非公開部分の議論については以上でよろしいでしょうか。 以上で、包括諮問の非公開情報に係る質疑応答は終わりましたので、傍聴者を入室させてください。・・・傍聴者入室
今泉議長	先ほど非公開部分の質疑応答を行いました、公開部分に関わる質疑応答がございましたので、改めて関連する指導事項について、お諮りしたいと思います。 現地はシカの食害等がありまして、なかなか緑化が難しい環境にあるようですので、指導事項といたしましては「シカ等の獣害対策を講じることにより、緑化を確実なものとする」という文章を付け加えたいと考えております。 委員の皆様、よろしいでしょうか。
今泉議長	それでは、包括諮問の審議については以上で終わりたいと思えます。
今泉議長	次に、次第の審議事項２点目、取扱い基準の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	皆様の席にお配りしました「森林審議会林地保全部会の林地開発許可審議の取扱い基準の一部改正について」を御覧ください。 (説明)
事務局 (松野課長代理)	(説明)

今泉議長	ただいまの事務局からの説明につきまして、質問時間を持つこととします。その場で、挙手した上で発言して下さい。
■■委員	結構だと思います。 調整池、沈砂池の基数及び位置の変更については言及がありますが、大きさや規模の変更という今回の改正に含まれないのでしょうか。
事務局 (松野課長代理)	大きさ、規模となりますと、容量を少し大きくするといった小規模な変更も諮ることとなるため、結構な数になってしまいます。したがって、基本的には個別諮問を形骸化するような、ガラッと変えるものを対象とするということで考えております。検討の中で、面積割合で区別することも考えましたが、なかなか判断しにくいという結論となりました。 その上で、形骸化を防ぐという観点で、大きなレイアウトの変更があれば調整池の位置や基数は変更があるだろうということから、規模や構造については除きました。
■■委員	半分を埋め立てるといったような、悪質な事例はありませんか。
事務局 (松野課長代理)	森林法は、林地開発許可が完了した時点で許可の効力が無くなります。ただし完了後については協定を締結することとしており、協定の中で御質問のようなことが行われないように担保しています。 当然、開発中に許可内容と違うことをすれば、それは許可条件違反となり、完了後は法的な拘束力はなくなりますが、協定を締結して機能確保を担保しています。
■■委員	改正案の第1の1(2)ウに「本設の」という言葉がありますが、「本設の」というのはどのような意味ですか。
事務局 (松野課長代理)	仮設の洪水調整池や仮設の沈砂池は除くという意味で「本設」と表記しております。基本的に、審査の際に「仮設」「本設」という言葉を用いております。
■■委員	今回の改正の背景として、土石の採取場の件があったかと思いますが、開発区域の変更という意味では、メガソーラー等も今後起こりうると思います。 今回の変更許可に関する改正は、あくまでも土石の採掘に対する変更許可ということですか。それ以外の開発行為の扱いはどのようになりますか。
事務局 (松野課長代理)	土石の採掘のところは、実質的に変わっておらず、読み方で不明確なところがあったため変えたものです。 (2)及び(3)につきましては、土石の採掘も含まれます。
■■委員	それでは、メガソーラー等については(2)や(3)が適用されるという



	ことですね。
事務局 (松野課長代理)	はい。(1)(2)(3)が適用されます。 (1)は今回、土石のみ明確化したものです。
今泉議長	よろしいでしょうか。それでは、取りまとめを行います。 取扱い基準の一部改正について事務局から案が示されましたが、修正事項や付帯事項はありますか。 今委員の皆様から上がったものは確認事項であり、特に修正や付帯意見につながるものではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	(異議無し)
今泉議長	それでは、「森林審議会林地保全部会の林地開発許可審議の取扱い基準の一部改正については、原案のとおり認める」ということで答申します。
今泉議長	最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (阿曾班長)	次回の説明の前に、先ほど個別諮問の審議の中で御質問いただいた点について御説明します。
森林保全課 (佐野主任)	先ほど個別諮問の際にいただきました、太陽光パネル下の除草の方法について、事業者を確認したところ、草刈りにより除草するということでした。 もう一点、小学校最上階からも開発後に太陽光パネルが見えないかという確認事項について、事業者からは明確な回答がありませんでしたが、標高差等を確認したところ、小学校と太陽光パネルの開発地までの標高差が18mございます。これに対して、小学校が高くても3階建て、9~10m以下の建物となりますので、標高差の方が大きく、小学校の最上階からも開発地の太陽光パネルは視認できないものと考えます。
今泉議長	質問された委員の皆様、よろしいでしょうか。
■■委員 ■■委員	(質疑無し)
今泉議長	では、事務局から次回の予定についてお願いします。
事務局 (阿曾班長)	次回の林地保全部会の開催予定について説明いたします。 3月に計画している部会につきましては、先日、委員の皆様にご日程調整をお願いいたしました。ご協力ありがとうございました。 その結果、3月8日(水)、10日(金)及び20日(月)に開催する方向で検討しております。

	<p>なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了解いただきたいと思います。</p>
今泉議長	<p>事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>以上です。</p>
今泉議長	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への指導事項に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p>
今泉議長	<p>事務局から他に何かございますか。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>特にありません。</p>
今泉議長	<p>それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返しします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井からご挨拶を申し上げます。</p>
大川井課長	<p>(挨拶)</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>以上をもちまして、令和4年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>